

参考資料

上山市快適環境条例

「万国の人来り見よ雲はるる蔵王の山のその^{また}全けきを」と、歌人齋藤茂吉が賛嘆してやまなかった秀峰蔵王連峰に抱かれはぐくまれてきた上山は、古来、羽州街道の重要な宿場町としてまた温泉城下町として、往来する旅人や観光客を温かく迎えもてなしてきた。

雪解けの^{せいでつ}清冽な水の流れとともに木々が一斉に芽吹く春、駒草など高山植物が美しく咲き乱れる夏、青天のもと、錦に紅葉した山並みを背に黄金色に実る稲穂と^{ほうじょう}豊饒な農作物に恵まれる秋、そして冬、樹氷に輝く白銀の蔵王と情緒あふれる湯けむりの温泉街など、この上山を取り巻く環境は、四季折々、住む人々と訪れる人々の心身をいやし続け、多くの伝統や文化遺産を残している。

私たちは、この心地よく安らかな環境と伝統文化を市民共有の貴い財産として守り育てていくことはもちろん、かけがえのない地球環境の保全という理念のもとに、的確な施策をもって、なお一層健康で快適かつ文化的な生活を享受することができる環境を創造し、将来の市民に継承していかなければならない。

ここに、市長、市民及び事業者は、それぞれの責務を自覚し互いに協調するとともに、英知と総力を結集し、上山の快適環境の保全と創造に努めることを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、すべての市民が健康で快適かつ文化的な生活を営む上において、良好な環境が極めて重要であることを踏まえ、市長、市民及び事業者の責務を明らかにし、並びに今後の施策の基本となる事項を定め、現在及び将来の市民の良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 良好な環境 市民が、健康で快適かつ文化的な生活を営むことができる生活環境、自然環境及び文化歴史環境をいう。
- (2) 環境施策 良好な環境の保全及び創造に関する施策をいう。
- (3) 自然景観 水辺、緑地、森林、樹木等並びにこれらと調和している景色の特性をいう。
- (4) 文化景観 都市、集落、道路、公園、農地、歴史的及び文化的な建造物、遺跡等並びにこれらと調和している景色の特性をいう。
- (5) 地域文化 上山市における歴史、文化及び地域活動の所産としての行事並びに技術、芸術、学問、建造物、民俗、人間等の文化価値を有するものをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、環境施策を実施し、推進するものとする。

2 市長は、良好な環境の保全及び創造に関する市民意識の高揚に努めるものとする。

3 市長は、必要に応じ、国、県及び近隣市町と連携して環境施策を実施し、推進するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、常に良好な環境の確保に努めるとともに、良好な環境を破壊し、生活環境を汚損することのないよう、配慮するものとする。

2 市民は、自らが所有、占有又は管理する土地、建物その他の物件を適正に管理し、良好な環境の確保に努めるものとする。

3 市民は、市長及びその他の行政機関が実施する環境施策に積極的に協力するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、法令及びこの条例に違反しない場合にあっても、良好な環境を侵すことのないよう、自らの責任と負担において、適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、良好な環境の保全に努め、常に施設等を適正に管理するとともに、その作業状況を把握するものとする。

3 事業者は、市長及びその他の行政機関が実施する環境施策に積極的に協力するものとする。

(緑環境の保全)

第6条 市長、市民及び事業者は、良好な環境の保全及び創造を図るため、農業地域及び森林地域等の調和のとれた保全を図るとともに、公園緑地等の整備及び保全に努め、緑豊かな環境づくりに努めなければならない。

(水環境の保全)

第7条 市長、市民及び事業者は、良好な環境の保全及び創造を図るため、河川、水路、ため池その他の水辺環境の積極的な管理と浄化を図り、清流の保全と水を大切にするまちづくりに努めなければならない。

(公害の防止)

第8条 市長、市民及び事業者は、その活動により大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、廃棄物等を生じさせ、人の健康又は良好な環境を損なうことのないよう、努めなければならない。

(景観の保全及び育成)

第9条 市長、市民、事業者及び上山市を訪れる何人も、上山市の自然景観及び文化景観の特性を失わないよう、調和のとれた保全と育成に努めるものとする。

(地域文化の保全及び育成)

第10条 市長、市民及び事業者は、上山市の歴史と風土に培われた地域文化を尊重し、

その個性と特質を失わないよう、その保全と育成に努めるものとする。

（快適環境基本計画の策定）

第11条 市長は、環境施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、快適環境基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定及び変更する場合においては、上山市快適環境審議会の意見を聴かなければならない。

（快適環境審議会の設置）

第12条 上山市の良好な環境の保全及び創造に関して、基本的事項の調査審議を行わせるため上山市快適環境審議会を置く。

2 前項の審議会は、市長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議する。

（1）基本計画の策定及び変更に関すること。

（2）その他良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項

（特定環境地域等の指定）

第13条 市長は、環境施策を実施及び推進するために必要があると認めるときは、特定の地域、自然景観及び文化景観を特定環境地域等として指定することができる。

2 特定環境地域等の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、建造物の建築、樹木の伐採その他の行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

（協定等の締結）

第14条 市長は、環境施策を実施するに当たり必要があると認めるときは、市民及び事業者と環境保全のための協定等（以下「協定等」という。）を締結することができる。

2 市民及び事業者は、協定等の締結について協議を求めたときは、これに応じなければならない。

3 協定等を締結した市民及び事業者は、当該協定等を遵守しなければならない。

（情報の提供）

第15条 市長は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要に応じ環境の状況その他の環境の保全に関する情報を適切に提供するものとする。

（指導、助言及び助成）

第16条 市長は、良好な環境の保全及び創造のために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、適切な措置を講ずるよう指導、助言及び助成を行うことができる。

2 市長は、市民及び事業者に対し、前項の指導、助言及び助成を行ったときは、これに応じてとることになった措置について、報告を求めることができる。

（勧告及び公表）

第17条 市長は、公害等により良好な環境を著しく悪化させる行為をし、又はその可能性のある行為をしようとする者に対し、必要な勧告を行い、勧告に従わないときは、その内容及び氏名等を公表することができる。

(表彰)

第18条 市長は、良好な環境の保全及び育成に関し、顕著な功績があった者を表彰することができる。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

上山市特定環境地域等の指定手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、上山市快適環境条例（平成10年条例第3号）第13条に規定する特定環境地域等の指定手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定環境地域等の類型)

第2条 市長は、次の各号に掲げる地域等で、別表に掲げる基準に適合するものを、特定環境地域等として指定し、その保全等を図るものとする。

- (1) 貴重な動植物が生息し、豊かな樹林等が形成されているなど優れた自然環境が存在している地域及びその周辺地域
- (2) 貴重な歴史文化遺産である建造物、庭園、樹木等並びにこれらと一体となって優れた景観や歴史的文化的特性を形成している地域
- (3) その他市民に憩いとやすらぎを与える素材が数多く存在し、重点的にその保全等を図る必要のある地域

(特定環境地域等の指定等)

第3条 市長は、特定環境地域等を指定しようとするときは、当該地域に居住する市民及び利害関係者等と協議するとともに、上山市快適環境審議会の意見等を聴くものとする。

2 市長は、特定環境地域等を指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、特定環境地域等の指定の内容を変更し、又は指定を廃止することができる。

4 第1項又は第2項の規定は、前項の特定環境地域等の内容の変更又は指定の廃止について準用する。

(事前協議等)

第4条 特定環境地域等の指定後、快適環境条例第13条第2項に規定する行為をしようとする者は、原則として当該行為に着手する日の4月前までに市長と協議しなければならない。

(保全等に必要な措置)

第5条 市長は、特定環境地域等の保全等に必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

別表

特定環境地域等の指定基準

1 第2条第1号に該当する地域等

- (1) 高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林及び草原の地域
- (2) 優れた天然林が相当部分を占める森林の地域
- (3) 地形若しくは地質が特異であり、又は特異な自然の現象が生じている地域
- (4) 豊かな動植物など自然環境が優れた状態を維持している湖沼、湿原又は河川の地域
- (5) 植物の自生地、野生動物の生息地等で、前各号に類している地域

2 第2条第2号に該当する地域等

- (1) 都市景観の形成上重要な価値があると認められる歴史的建造物・工作物とその環境を保存継承していくために必要な周辺地域
- (2) 歴史的景観、文化遺産等の歴史的・文化的環境を保存継承すべき地域

3 第2条第3号に該当する地域等

- (1) 市街地又はその周辺の水辺景観及び樹木景観の存在する地域であって、良好な自然環境の確保と美観を維持することが必要な地域
- (2) 環境美化の促進及び美観の保持を図り、良好な都市的環境の創造と誘導に努めることが必要と認められる地域

委員名簿

上山市快適環境審議会委員名簿

氏名	役職名	備考
1号委員(知識経験を有する者)		
三浦 秀一	東北芸術工科大学 教授	会長
野崎 新治	株式会社テトラス 代表取締役社長	
2号委員(関係団体の代表者)		
尾形 任	上山市地区会長会 副会長	副会長
石塚 祐治	上山市衛生組合連合会 副会長	
加藤 洋三	上山市商工会 副会長	
長橋 圭子	上山市観光物産協会 事務局長	
板垣 まさ子	上山市食生活改善推進協議会 会長	
須田 和弘	山形農業協同組合 理事	
會田 秀一	上山市都市計画審議会 会長	委嘱期間：令和5年12月19日から
櫻井 俊子	上山市都市計画審議会 委員	委嘱期間：令和5年12月18日まで
3号委員(関係行政機関の職員)		
小関 英嗣	上山市小中学校長会 会長	

(敬称略・順不同)

委 員 名 簿

上山市快適環境基本計画策定委員会

【委員会名簿】

	役職
委員長	副市長
委員	庶務課長
	市政戦略課長
	財政課長
	税務課長
	市民生活課長
	健康推進課長
	福祉課長
	子ども子育て課長
	商工課長
	観光・ブランド推進課長
	農林夢づくり課長
	建設課長
	会計課長
	上下水道課長
	消防長
	議会事務局長
	監査委員事務局長
	農業委員会事務局長
	管理課長
	学校教育課長
	生涯学習課長

【推進部会名簿】

	所 属 課	職名等
部会長	市民生活課	環境衛生係長
部会員	庶務課	環境関連係長
	市政戦略課	
	財政課	
	税務課	
	市民生活課	
	健康推進課	
	福祉課	
	子ども子育て課	
	商工課	
	観光・ブランド推進課	
	農林夢づくり課	
	建設課	
	会計課	
	上下水道課	
	消防本部	
	議会事務局	
	監査委員事務局	
	農業委員会事務局	
	管理課	
	学校教育課	
	生涯学習課	

事務局	市民生活課環境衛生係
-----	------------

第3期上山市快適環境基本計画 計画策定経緯

年 月	会 議 名 等	主 な 議 題 等
令和5年6月2日	第1回委員会	・第3期計画の策定フローについて ・第3期計画の骨子について
令和5年6月9日	第1回推進部会	・第3期計画の策定フローについて ・第3期計画の骨子について ・第2期計画での各課取組状況及び課題等について ・第3期計画へ新たに記載する施策項目(案)について
令和5年6月21日	第2回委員会	・第2期計画での各課取組状況及び課題等について ・第3期計画へ新たに記載する施策項目(案)について
令和5年7月3日	第1回審議会	・第2期計画の検証について ・第3期計画の素案について
令和5年12月18日	第2回推進部会	・第3期計画の素案について
令和5年12月25日	第3回委員会	・第3期計画の素案について
令和6年1月11日	第2回審議会	・第3期計画の素案について
令和6年1月26日	議員研修会	・第3期上山市快適環境基本計画(案)について
令和6年1月26日～ 令和6年2月9日	パブリックコメント の募集	・第3期上山市快適環境基本計画(案)について
令和6年2月14日	第3回推進部会	・第3期上山市快適環境基本計画(案)について
令和6年2月20日	第4回委員会	・第3期上山市快適環境基本計画(案)について
令和6年3月13日	第3回審議会	・第3期上山市快適環境基本計画(案)について

環境用語など解説

※1 アメニティ (p. 3)

心地よさや快適さの質、居住地の魅力やその価値を意味する。現在では、アメニティを「快適な環境」と解釈し、生活環境の評価の要素として、安全性、保健性、利便性、快適性の揃った生活の場所として望ましい状況をいう。

※2 ZEB (p. 19)

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

※3 ZEH (p. 19)

Net Zero Energy House (ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス) の略称で「ゼッチ」と呼びます。高断熱・高気密化、高効率設備によって使うエネルギーを減らしながら、太陽光発電などでエネルギーをつくり出し、年間で消費する住宅の正味エネルギー量がおおむねゼロ以下になる住宅のこと。

※4 メガソーラー (p. 19)

出力1,000kw以上の大規模な太陽光発電。上山市内ではみはらしの丘に民間企業が設置したメガソーラーがあり、周囲がクアオルトウォーキングコースになっている。

※5 ビルエネルギーマネジメントシステム (BEMS) (p. 19)

BEMS (Building and Energy Management System) とは、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのことで、BEMSは業務用ビル等、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもので、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながら、最適な運転を行うトータルなシステム。

※6 ホームエネルギーマネジメントシステム (HEMS) (p. 19)

HEMS (Home Energy Management System) とは電力使用量の可視化、節電 (CO₂ 削減) のための機器制御、ソーラー発電機等の再生可能エネルギーや蓄電器の制御等を行うシステム。

※7 PPA (p. 19)

PPA (Power Purchase Agreement) とは、企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借り、無償で発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が施設で使うことで、電気料金とCO₂排出の削減ができます。設備の所有は第三者 (事業者または別の出資者) が持つ形となりますので、資産保有をすることなく再エネ利用が実現できる。

※8 V2H (p. 19)

電気自動車 (EV)・プラグインハイブリッド自動車 (PHV) への充電、並びに EV・PHV から施設へ放電 (給電) ができる装置。

※9 エコアクション21 (p. 20)

エコアクション21は、事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、実行し、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドラインのこと。

事業者が環境への取組状況等を公表する環境報告は、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得て、企業がより発展していくことに繋がる。

※10 環境保全型農業（p. 20）

生産性や品質を維持しながら、土づくりなどを通じて、化学肥料と農薬の使用などによる環境への負荷の軽減に配慮した農業のこと。有機農業もその一つの形態に位置付けられる。

※11 ソーラーシェアリング（p. 20）

ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）は、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光発電設備を設置し、営農を継続しながら発電を行う取組です。作物の販売収入に加え、発電電力の自家利用等による農業経営の更なる改善が期待できます。

※12 涵養（p. 25、p. 37）

降雨を地表や地中に一時的に蓄えるとともに、地下に浸透させ、降雨が河川などに直接流入するのを調節し、下流における水資源の保全や洪水の防止、地下水の涵養などを維持し増進する自然の働きのこと。

※13 耕作放棄地（p. 26）

農林水産省による農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、この数年の間に再び作付けする考えのない土地（現況が森林原野となっている土地は含めない。）」と定義している。

耕作放棄地による影響は様々あり、身近なところでは管理不徹底による雑草の繁茂やそれに伴う害虫の発生、中山間部における人と野生動物との緩衝地帯としての役割の喪失、ごみの不法投棄などの問題がある。大きなところでは食糧自給率の低下や洪水防止などの多面的機能の喪失に繋がる。

耕作放棄地が生まれる原因には、農業後継者の不足、農地相続者が農家に転業しないこと、市街地拡大による転用や値上がりへの期待などがある。

解決策として、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため行政が支援を行う「中山間地域等直接支払制度」を、本市においても促進している。

※14 緩衝緑地（p. 28）

市街地の環境を保全するため公害発生源地域と一般市街地の間に設ける緑地帯のこと。公害の防止、特に大気汚染による被害の発生の防止に大きな効用があるものである。

※15 特定施設・特定建設作業（p. 30）

騒音規制法（振動規制法）において、特定施設とは「工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音（振動）を発生する施設であつて政令で定めるもの」と定義されており、指定区域内に対象となる施設を設置する際に自治体への届出を求めるものである。

特定建設作業とは、「建設工事として行なわれる作業のうち、著しい騒音（振動）を発生する作業であつて政令で定めるもの」と定義されており、指定区域内に対象となる機械を用いる工事をする場合に、自治体への届出を求めるものである。

※16 PM_{2.5}（p. 33、p. 34）

PM_{2.5}（微小粒子状物質）は大気中に浮遊している粒子のうち、大きさが $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m} = 1\text{mm}$ の千分の1）以下の非常に小さな粒子（髪の毛の太さの30分の1）のこと。肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え循環器系への影響が心配されている。

県では、PM_{2.5}の状況を県内11ヶ所に自動測定器を設置して、24時間体制で監視を行っている。

※17 光化学オキシダント（p. 33、p. 34）

大気中の窒素酸化物（NO_x）や炭化水素類（HC）が、紫外線をうけて光化学反応を起こし、二次的に生成される酸化性物質で光化学大気汚染（いわゆる光化学スモッグ）の原因物質

とされる。その発生は、気温、風向、風速、日射量などの気象条件に大きく左右され、主に夏季に高濃度となりやすい。目や呼吸器などの粘膜を刺激して、健康被害が発生することがある。

※ 18 低周波音（p. 36）

日本では概ね1 Hzから100 Hzまでの特に低い音を低周波音と呼んでいる。20 Hzから100 Hzの範囲は可聴音だが、20 Hz以下の超低周波音は人間の耳では聞こえにくい。低周波音による影響は、不快感や圧迫感などの人への影響（心身に係る影響）と、窓や戸の揺れ・がたつきなどの建具などへの影響（物的影響）の2つがある。発生源は大型の機械や施設だけでなく家庭用の機械の場合もある。

低周波音は人によって感じ方が異なり、苦情主が精神的に孤立している場合も少なくない。また、低周波音については規制基準が設けられておらず、発生源を特定できたとしても行政からの指導に強制力はないのが現状である。

※ 19 特定環境地域（p. 39）

上山市が平成10年に制定した上山市快適環境条例において、特定の地域、自然景観及び文化景観を特定環境地域として指定できるとしている。指定されると、その地域等の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、建造物の建築、樹木の伐採その他の行為をする場合、市と協議しなければならない。